

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章・第二章略</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章～第八章略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。</p> <p>四略</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章略</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針（第五十六条）</p> <p>第二節 人員の基準（第五十七条・第五十八条）</p> <p>第三節 設備の基準（第五十九条）</p> <p>第四節 運営の基準（第六十条―第六十五条）</p> <p>第四章～第八章略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。</p> <p>四略</p>

五 多機能型事業所 第五条の指定児童発達支援の事業、第六十六条の指定放課後等デイサービスの事業、第七十二条の五の指定居宅訪問型児童発達支援の事業、第七十三条の指定保育所等訪問支援の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第七十七条の指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百五十五条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第六十五条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第七十四条の指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準省令第八十五条の指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準省令第九十八条の指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準省令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第三条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十八条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

五 多機能型事業所 第五条の指定児童発達支援の事業、第五十六条の指定医療型児童発達支援の事業、第六十六条の指定放課後等デイサービスの事業、第七十二条の五の指定居宅訪問型児童発達支援の事業、第七十三条の指定保育所等訪問支援の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第七十七条の指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百五十五条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第六十五条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第七十四条の指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準省令第八十五条の指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準省令第九十八条の指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準省令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十八条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定の要件）

第四条 指定障害児通所支援事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものではない。

第七条 1・2略

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定の要件）

第四条 指定障害児通所支援事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第七条 1・2略

4 | 第二項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

5 | 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イに掲げる従業者の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 | 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達

3 | 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 | 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上

二 機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

（ 医療的ケアを行うために必要な数

5 | 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 看護職員 一以上

二 機能訓練担当職員 一以上

6 | 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イに掲げる従業者の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 | 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は

支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

（管理者）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備）

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及

指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

（管理者）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備）

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及

び備品等を備えなければならない。

2 前項の発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

第十一条 指定児童発達支援センター（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 発達支援室

イ・ロ略

二略

4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事

び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項本文に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室

イ・ロ略

二略

3 第一項本文に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室をそれぞれ設けなければならない。

4 第一項本文及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事

業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備により兼ねることができる。

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第二十四条 1略

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号の食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 6略

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当

事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備により兼ねることができる。

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第二十四条 1略

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 6略

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当

該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

## 2 略

（指定児童発達支援の取扱方針）

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、第二十八条第一項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

## 3 略

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の

当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

## 2 略

（指定児童発達支援の取扱方針）

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

## 2 略

質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5| 略

6| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

一〇七略

7| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージ

3| 略

4| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一〇七略

5| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

「ヨーン」という。)の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 1略

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 略

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルーシブの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 1略

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 略

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。( )を開催し、

テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。  
。)を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 略

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

8 〓10略

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十九条 1略

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第三十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 略

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 〓10略

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十九条 略

(指導、訓練等)

第三十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第四十一条の二 1・2略

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 略

(協力医療機関)

第四十三条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

(利益供与等の禁止)

第五十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償とし

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第四十一条の二 1・2略

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 略

(協力医療機関)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

(利益供与等の禁止)

第五十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償とし

て、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(設備)

第五十五条の三 基準該当児童発達支援事業所には、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

第三章 削除

第五十六条から第六十五条まで 削除

て、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(設備)

第五十五条の三 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

第五十六条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第五十七条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- 二 児童指導員 一以上

三 保育士 一以上

四 看護職員 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第五十八条 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

### 第三節 設備の基準

(設備)

第五十九条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならぬ。

3 第一項の設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号の設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備により兼ねることができる。

#### 第四節 運営の基準

##### (利用定員)

第六十条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

##### (通所利用者負担額の受領)

第六十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号の食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、

次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用  
二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第六十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認め

られる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十四条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第六十四条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第六十五条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第六十一条」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

第六十六条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう

第六十六条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう

、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

第六十九条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

(設備)

第七十二条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所には、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

(従業者の員数)

第七十二条の六 1 略

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(以下「として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者」に対して介護に関する

、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(設備)

第六十九条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

(設備)

第七十二条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 略

(従業者の員数)

第七十二条の六 1 略

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(以下「として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、当該障害児の介護を行う者」に対して介護に関する

る指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

### 3 略

（準用）

第七十二条の十二 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第六項及び第七項を除く。）、第二十七条の二、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十一」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

（準用）

る指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

### 3 略

（準用）

第七十二条の十二 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十一」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七條（第四項を除く。）、第二十七條の三、第二十八條から第三十一条まで、第三十三條、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第三十九條の二、第四十一條の二、第四十一條の三第一項、第四十二條、第四十四條から第四十六條まで、第四十八條から第五十一條まで、第五十二條第一項、第五十三條から第五十五條まで及び第七十二條の九から第七十二條の十一までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十八條」とあるのは「第八十条において準用する第七十二條の十一」と、第十七條中「いう。第三十八條第六号及び第五十二條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三條第二項中「次條」とあるのは「第八十条において準用する第七十二條の十」と、第二十六條第二項中「第二十四條第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二條の十第二項」と、第二十七條第一項及び第二十八條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十七條第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）」による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同條第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八條第四項中「第二十七條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同條第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十四條第一項中「従業者の勤

第八十条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七條（第四項及び第五項を除く。）、第二十八條から第三十一条まで、第三十三條、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第三十九條の二、第四十一條の二、第四十一條の三第一項、第四十二條、第四四條から第四十六條まで、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十二條第一項、第五十三條から第五十五條まで、第六十四條の二及び第七十二條の九から第七十二條の十一までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十八條」とあるのは「第八十条において準用する第七十二條の十一」と、第十七條中「いう。第三十八條第六号及び第五十二條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三條第二項中「次條」とあるのは「第八十条において準用する第七十二條の十」と、第二十六條第二項中「第二十四條第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二條の十第二項」と、第二十七條第一項及び第二十八條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四條第一項中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第七十二條の九中「又は」とあるのは「若しくは」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。

務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第七十二条の九中「又は」とあるのは「若しくは」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問先施設」と読み替えるものとする。

(従業者の員数の特例)

第八十一条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七条（第四項及び第五項を除く。）、第六十七条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の六第一項並びに第七十四条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第六項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第七項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十七条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」と

(従業者の員数の特例)

第八十一条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七条（第三項及び第六項を除く。）、第五十七条、第六十七条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の六第一項並びに第七十四条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第五十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」と

あるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等サービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十二条の六第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

## 2 略

### (利用定員の特例)

第八十三条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第十二条及び第七十条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十二条及び第七十条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等サービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等サービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、第七十条及び前二項の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とする

あり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十七条第一項中「事業所（以下「指定放課後等サービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等サービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等サービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十二条の六第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

## 2 略

### (利用定員の特例)

第八十三条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第十二条、第六十条及び第七十条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十二条、第六十条及び第七十条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等サービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等サービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、第六十条、第七十条及び前二項の規定にかかわらず、その利用定員を五人

ことができる。

4 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条、第七十条及び第二項の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 略

（電磁的記録等）

第八十四条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第五十五条の二の四、第五十五条の五、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）、第十八条（第五十五条の二の四、第五十五条の五、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の

以上とすることができる。

4 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条、第六十条、第七十条及び第二項の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 略

（電磁的記録等）

第八十四条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）、第十八条（第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の

規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には、当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法によることができる。

の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には、当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法によることができる。